

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成28年6月10日（金）午前10時～午前11時15分

場所 第2・3委員会室

出席議員（7名）

委員長 宮川 隆 副委員長 鈴木麻住 委員 大野慎治  
委員 相原俊一 委員 木村冬樹 委員 堀 巖  
委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員（17名）

総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘  
協働推進課長 小松 浩、同統括主査 小崎尚美、行政課長 中村定秋、  
同主幹 佐藤信次、同統括主査 吉田ゆたか、商工農政課長 伊藤新治、  
同統括主査 今枝正継、維持管理課長 高橋 太、同統括主査 竹安 誠、  
上下水道課長 松永久夫、消防本部総務課長 伊藤真澄、同主幹 川松元  
包、消防署長 真野淳弘、同統括主査 伊藤直樹

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第62号	岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第63号	岩倉市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第70号	災害対応特殊はしご付消防自動車の購入契約について	全員賛成 可決
議案第71号	財産の交換について	全員賛成 可決
請願第1号	「日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出」を求める請願	全員賛成 採択
陳情第2号	憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書	聞き置く

陳情第3号	住民と職員の多様性を尊重し、住民が気持ちよく政治に参加し、住民サービスが受けられるよう求める陳情書	聞き置く
-------	---	------

総務・産業建設常任委員会（平成28年6月10日）

◎委員長（宮川 隆君） 皆さん、おはようございます。

梅雨の合間ということで、からっとした空気でありますけれども、体調を崩さないように、この6月議会を乗り切っていただきたいと思っております。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、議案4件、請願1件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

では、審査に入る前に、当局からの挨拶を求めます。

◎総務部長（山田日出雄君） 先ほど委員長さんの御挨拶もありましたように、梅雨にも入りましたし、ただまあきょうは、非常に暑くなるような、真夏日になるというようなお話も出ております。

また、委員の皆さんにおかれましては、体調管理等、十分気をつけていただいて、また今回の6月議会の議案の御審議を熱心に行ってくださいようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎委員長（宮川 隆君） ありがとうございます。

審査に入る前に、委員各位にお諮りいたします。

本日、当委員会に提出されております請願第1号及び陳情第3号の陳述人がお越しですので、請願及び陳情の審査から入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 御異議なしと認めます。

よって、請願及び陳情の審査より入らせていただきます。

まず、請願第1号「日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出」を求める請願」であります。

まず、陳述人の御意見をいただくことから始めたいと思います。

陳述人、よろしくお願いたします。

◎陳述人（伊藤英子君） 本日は、どうもありがとうございます。審議していただけるということで、まず初めにちょっとお断りをさせていただきたくて、私が質問等に答えられない部分について、サポートとしてシンジョウさんに隣に来てもらいましたので、それについてよろしいかどうか、一度事前にお諮りいただければと思います。よろしいでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） はい、全然構いません。

◎陳述人（伊藤英子君） ありがとうございます。

それで、今回は日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書の提出ということで、請願理由は、実は幾つかあるわけですが、そのまま読ませていただきます。

2016年4月、沖縄県において元米兵による女性殺人遺棄事件という大変痛ましい事件が発生いたしました。この事件に関する悲しみと憤りは、沖縄県住民だけではなく、日本全土に広がっています。

我が国には、1960年の日米安全保障条約によって、31の都道府県に131施設、10万2,000ヘクタールの米軍基地の施設が所在しています。米軍基地から派生する事件・事故、航空機の騒音、環境問題並びに米軍人・軍属等による犯罪による過重な負担を強いられています。沖縄を初めとして米軍基地のある地域では、住民の人権が著しく侵害されています。国においても、状況改善のため努力をしているところだということは承知しています。しかし、遅々として進まないうちに、再びこのような悲劇が繰り返されてしまいました。

我が国は、日米安保条約第6条に基づく日米地位協定24条のもと、日本が基地の提供に関する経費を、米国が基地の維持や作戦に関する経費の負担をすることを原則としていました。1978年には思いやり予算を設け、さらに87年度以降は、本来、米国に負担義務がある基地従業員の基本給や手当、光熱水料なども日本が負担するという特別協定を原則5年ごとに結ぶこととして、昨年度の予算は1,899億円を計上しています。日米地位協定は、環境問題を初め軍人や基地をめぐる問題を解決するために、米軍基地及び米軍の活動に関する法的地位を定めています。これまで運用改善や環境補足協定などの締結がなされているものの、日米地位協定そのものは、締結されて以来、50年以上もの間一度も改定されていません。

日米両国の良好な関係を構築するためのさまざまな努力がなされている一方、我が国では、終戦後70年たっても、独立国家として大変異常な状態が続いています。その一つには、首都圏の空域の大部分がいまだに米軍の管理下にあることです。イタリアにもドイツにも米軍基地が置かれていますが、イタリアやドイツ当局が米軍機の飛行ルートや時間を管理しています。米軍基地との地位協定は対等に近いので、米軍の低空飛行も日本のように好き勝手にはできません。また、米軍関連の事故では、たとえ基地の外であろうと、ねじ1本、機体の小さな破片1つでも落下すれば、それは米軍の所有物となり、米軍に関係する事故現場周辺は、日本の国土で起こった出来事でもあるにもかかわらず、日本の警察が立ち入ることも許されません。米兵によって住民が犠牲になっても、公務中の事故として処理され、日本には裁判権もあ

りません。また、賠償などを含む責任についても、日米間で、国は自国民の命と財産と人権を守ることができる独立国家として、日米地位協定そのものを早急に見直すべきではないでしょうか。

日米地位協定の見直しについて、政令都市を初めとして基地周辺自治体以外からも意見書が提出されており、沖縄・北方担当大臣も日米地位協定の見直しを求めていく考えを示しています。岩倉においても、基地周辺住民に寄り添い、日本全土に広がる米軍基地による住民生活への過重な負担の軽減と住民の安全・安心を守るために早急に国及び関係省庁の大臣宛てに日米地位協定についての抜本的な見直しを求める意見書を提出いただくようお願いいたします。よろしくお願いたします。

それで、案として1枚つけさせていただきましたが、これはあくまでも私が考えたものですので、市とか今ある情勢の絡みもありますので、できるだけ岩倉市らしい文書として提出していただけたらいいなというふうに思っております。

そのほかに、ここに至るまでに実は二転三転しておりまして、その中には、岩倉市が県営名古屋空港が近くにあるということとか、それから、この間オスプレイが来たよということであるとか、それから、過去に南部保育園の西側のところに自衛隊機が落ちたというようなことで、やはり航空機事故に関して敏感に反応すべきではないかなというふうに思っておりますので、それが例えば、この日米地位協定に絡んで、米国の軍用機が来て、何かしらトラブルがあったときに、岩倉市の市民が、例えばエアポートウオークにお買い物に行っているとか、そういったこともありますので、できたら岩倉市民にも関わる問題であるということも含めてお話し合いいただけるとありがたいなと思っております。よろしくお願いたします。

◎委員長（宮川 隆君） 陳情陳述人のほうからの補足がございましたら、お受けしますが。

◎陳述人（新城 正男君） よろしいでしょうか。

今回、審議していただくということで取り上げていただいたので、大変感謝しております。

この日米地位協定の抜本の見直しですが、この日米地位協定の歴史を少し話してみたいと思うんです。

これは、1952年の旧安保条約、このときに一緒に日米の行政協定ということで結ばれた内容なんですね。これは国会審議も得ずに、いわゆる政府と政府の約束事だからということで、審議なしで日米で決められたのが、この日米行政協定だったんですね。これは御承知のように、日本が占領軍に支配さ

れていると、これから独立するために決めたサンフランシスコ条約と一緒に結ばれた日米安保条約、それに附帯してできたのが日米行政協定、この内容は、アメリカがあゝの占領時代、戦後の7年間あったんですが、そのまま日本に駐留するためにできた行政協定なんですね。そういう意味では、非常に屈辱的な内容になっておるわけです。

御承知のように、沖縄では1995年に1人の少女を3人の米兵がレイプしたという悲惨な事故がありました。そのときにも、この日米地位協定というのが大問題になったんですね。大問題になったけれども、その問題の扱いが沖縄の問題として扱われてきた。本土全部の問題じゃなかったんですね。沖縄が物すごい騒いだところで、その日米行政協定じゃなくて、この日米の今の地位協定ですが、運用改善というだけで済ませてしまったんですね、そのとき。結果として、その後、何件もまた同じような事故が起きているんです。そして、今回、4月28日に改めてまたこういう悲惨な少女の死体遺棄事件というのが起きたわけですがけれども、同じことを繰り返しているんですね。

そして、大きな違いは、かつての1995年の少女暴行事件は沖縄の問題ということで終わっていたんです。今回のこの事件の後、いわゆる日米地位協定を本土の皆さん方が、特に800を超える地方自治体の皆さん方が、この日米地位協定を改定すべきだという意見書が採択されているという、大きな違いなんですね。私も沖縄で生まれて育った人間として、これだけ本土の皆さん方がいわゆる沖縄のことをつかえていると、考えていると。そういう意味では大きな歴史の前進だというふうに受けとめております。

どうか、岩倉市議会も沖縄の問題ということで片づけるんじゃないで、本土の問題、私たちの問題だという意味で、この日米地位協定を捉えていただいて、審議をしていただきたいということを切にお願いいたしまして、私の意見にかえたいと思います。ありがとうございました。

◎委員長（宮川 隆君） ありがとうございます。

次に、紹介議員の説明をいかがいたしましょうか。

ありますか。特段ないですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） では、紹介議員の説明は省略させていただきます。

次に、質疑に入ります。

◎委員（相原俊一君） 参考人の方にちょっと教えていただきたいんですけど、地位協定そのものではなくて、先ほど読んでいただいたところの首都圏の空域の大部分がいまだに米軍の管理下にあると。私のちょっと記憶違いかもしれないんですけど、あの辺というのは、確かに米軍基地もあります

けど、羽田の飛行場もありますよね。その辺で大部分というのは何%ぐらいをおっしゃって大部分と言われているのか、その辺をお教えいただけますか。

◎陳述人（新城 正男君）　そうですね。沖縄の嘉手納は、嘉手納ラプコンといいまして、この空域、空を管理する権利、これは米軍がずっと持ってあったんです。ところが、3年前に日本のほうにその管理を移しました。ところが、米軍の訓練を優先するという体制は今も変わらないんですね。だから、皆さん、観光旅行で沖縄を通過していったと思うんですけども、那覇空港に着くとき、民間の飛行機は大変低空で飛んでいっているんですね。高いところを飛ばないんですよ。それは、高いところは米軍が制空権を持っておるわけですから、いわゆる日本の民間の飛行機は低いところを飛ばざるを得ない。飛行機は御承知のように、高いところは安定して、低いところは危険なんですね。

　　こういうふうに、沖縄でも那覇も嘉手納もアメリカのいわゆる管制下にあるということ、軍事優先の管制下にあるということが現実です。東京の横田基地、ここもそうなんですね。羽田から飛ぶ日本の民間の飛行機は、東京のいわゆるアメリカの管轄する範囲から一遍戻ってまた南のほうに飛んでいくというのが現実なんですね。いわゆるアメリカの訓練を優先している、それが今、空の管理する権限があると。これは、実は日米地位協定なんですね、こういうふうになっているというのは。

　　これは、実は日本弁護士会が一昨年10月に出しましたけれども、日米地位協定の改善を求めてということを政府に提言しております。今の日米の地位協定は日本の航空法にさわるらないんですね。制限に加えられていなんです。日本では、これ以上いわゆる低空で飛んではいけないとか、いろんな制限があるんですけども、日米地位協定でそういうことは日本の法律に従わないと、こういうふうな一言が入っているんですね。こういったものをやっぱり改定してほしいと、日本の弁護士連合会は提言しているんですね。

　　それ以外に、いわゆる渡航の手続も、米軍人やあるいは軍属、この人たちは日本に来るとき、渡航手続何にもなしなんです。出ていくのも来るのも何も要らないんですね。こういったものも日米地位協定に載っているんですね。

　　だから、こういったものがいわゆる米軍が戦争で沖縄を日本からとった戦利品という、そういう位置づけがいまだにあるということをやっぱり示しているんですね。だから、この日米の地位協定を少しでも私たちの国民のために変えていくのが本筋じゃないかなと、こういうふうに思っています。独立国家として当然なことだというふうに私たちは思っています。

　　割合といいますと、国土面積の何割かと、そういうことになると、これは

数字を調べてこなきゃいけませんけれども、東京首都圏がそういう軍事訓練優先というところに問題だと、東京首都圏、日本の首都圏ですね。沖縄の那覇空港、それから嘉手納空港、これがアメリカの訓練が優先されているところに問題があるということですね。

◎委員（相原俊一君） 私は、首都圏の何%ぐらいかとお聞きしたんですけども、おわかりには。

◎陳述人（伊藤英子君） 何%かという空域の大きさ自体がわかりませんが、しかし、実際に旅客機など民間機のパイロットの方々が、悪天候のときに、ほとんどがそういうふうでアメリカの管理下であるために、悪天候のときにそこへ入れないということで、くるくる迂回をしなければいけないんだということを報道番組で特集が組まれておりました。そのときに、ほとんどという言葉を使っていたので、私はほとんどというふうに書きましたが、数字でわかるものでは、私は知りませんので、もしそういう数字があれば、また調べてお持ちしたいと思います。

◎委員（相原俊一君） ありがとうございます。

今おっしゃったのは、悪天候のときという、そういうふう聞こえたんですけども、間違いありませんね。

◎陳述人（伊藤英子君） はい、そうですね。悪天候のときでさえということです。悪天候のときでさえそれができない。だから、通常そこは飛んではいけないというふうになっていて、要は民間機がそこを通れなくて、悪天候のときでも迂回ができないというようなことです。

◎委員（相原俊一君） 最後なんですけれども、大部分というのが私、ちょっとひっかかっているもんですから申し上げた次第なんです。以上です。

◎陳述人（伊藤英子君） ありがとうございます。

◎委員（大野慎治君） 志政クラブとして、2月、航空自衛隊那覇基地に視察に行ったとき、基地での説明でも嘉手納基地、そして普天間基地、横田のことも言われましたが、領空に関しては米軍優先であるということはもう間違いなく基地での説明でも受けましたので、そのとおりであるというのは事実であると。僕たちも説明を受けてまいりました。意見ですけどね、済みません。

◎委員長（宮川 隆君） 委員長発言はあれなんで、一回ちょっと暫時休憩させていただきます。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎委員（木村冬樹君） それぐらい言ってもいいんじゃない。

◎委員長（宮川 隆君） いいの。何か前回制限かけられたから。

◎委員（木村冬樹君） 質疑する場合は、代わって質疑したほうがいいんじゃないかということをやっただけだから。

◎委員長（宮川 隆君） わかりました。

では、先ほどの陳述人の補足になるのかなと思いますけれども、東京湾上空というのはアメリカの区域になっています。陸地は日本の区域と。したがって、風向きによっては東京湾上空を通過することができないことによる離着陸についての支障が来しているということをやわれているというふうに認識しております。

他に質疑ございませんでしょうか。

◎陳述人（伊藤英子君） そこにちょっと補足になるんですけれども、岩倉市の南部保育園の西側に昔、自衛隊機が落ちた、墜落したというときに、たまたま運動場にいた子が私の友達にいて、あつという感じで、上からパイロットがおりてくるというところを目撃しているんですね。そのときに友人と話をしていたのが、航空機事故というのは大体操縦不能になるものだと。で、自動車事故の場合もそうなんですけど、操縦不能になる、もしくは危険を感じたときにそれを避けようとするという、簡単に、じゃあここに田んぼがあるから田んぼに行けばいいね、民家はちょっとやばいよねというふうに回避できるものではなくて、本当にとっさの判断で一瞬のうちに起こる、そういうものが事故であると私は認識していて、そのお友達とお話ししていたときに、乗っている人は危ないと思ったら、脱出をしなきゃいけないと。まずは脱出しなきゃいけないということで訓練を受けているだろう。まさか神風特攻隊のように、ここにおりるんだというふうに心に誓ってハンドルを絶対に放さず、落ちるまで行くという人はまさか私はいないと思うんですね。

岩倉市もそうですけれども、要は航空機が上を通る、多くの住民が暮らしているところで、飛んでいる航空機が、もしトラブルが起きれば、これはさっき申し上げたように決まったところに行こうという形で落ちるのではなく、本当に落ちるなら真下にどんと落ちるのか、そのままミサイルのように飛んで落ちていくのかというようなことになると思うんです。ですから、空港の湾岸部分だとか住宅部分だとかという部分もありますけれども、上のほうから落ちてきたときに、湾岸だからいいとか、そういうふうでは片づかないところがあるんじゃないかなというふうに個人的には考えます。それだけです。

◎委員（堀 巖君） 先ほど、1995年に3人の米兵によるレイプの話が出ました。先ほどシンジョウさんは、沖縄本土のことで全国的に広がりはなかったというふうに言われましたけれども、岩倉市ではその12月の議会で日米

地位協定の見直しについての意見書ということで、これも多分、請願があったのかどうなのかというのはわかりませんが、意見書を出しています。これは全会派一致で出していますので、そこら辺の御事情は御存じだったのかなということで、お伺いしたいと思います。

◎**陳述人（新城 正男君）** はっきり申し上げて、岩倉市がその時点で、1995年ですね、提出したということは私は把握しておりませんでした。ただ、全国的なものにはなっていなかったという意味では、岩倉市議会の、ある意味では非常に全県に比べて、オールジャパンの中で考えますと、大変すばらしい議会だというふうに理解しております。

◎**委員（木村冬樹君）** ちょっと関連したことになるんですけど、当局のほうでも答えてもらえたらどうかなと思いますけど、先ほどちょっと県営名古屋空港をオスプレイが利用したということで、サミットの関係で来たということで、これは新聞やテレビでも結構報道されましたよね。要するに、防衛省から県知事には言ったけど、それ以降、全然連絡がなしに飛んできたということで、この辺は岩倉市も同じように聞いていなかったということだというふうに思いますし、何かその点について対応したのかなというところが少し気になるんですけど、行政課のほうで何かつかんでいましたら、教えていただきたいんですけど。

◎**行政課長（中村定秋君）** 市のほうとして、それについて事前に通告があったとか、何らか対応をしたということとはございません。

◎**委員（大野慎治君）** 昨日の報道でしたが、米軍の女性遺棄事件、きょうは新聞では殺人及び強姦致死容疑で再逮捕されておりますので、許されるべきことではありませんが、沖縄県議会や沖縄県の県内の市町村議会において抗議決議と意見書の可決が相次いでおって、今月中に沖縄県内41市町村全ての議会で抗議決議をするという見通しになっていると。これまで36の市議会が可決して、残り5議会も6月中の定例会で可決の見通しであるという報道があったということは、やっぱり沖縄県内全の皆さんの意思を尊重して、岩倉市議会でも沖縄県民に寄り添うような形で、この意見書を提出することをすべきじゃないかと僕は思うんですね。

また、ちょっと話は長くなりますが、政府の島尻安伊子沖縄・北方担当大臣も抜本的な見直しを求めると、県内選出の国会議員として求めると言って、政府・与党である自民党の谷垣幹事長も協定改定のために党としても努力するという発言があるので、今回は全会一致で意見書の提出をするべきであるというのが私の意見です。

ちょっとあえて意見を述べさせていただきました。ありがとうございます

た。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願に対する討論を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論はないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

請願第1号に対して、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

請願第1号は採択すべきものと決しました。

次に、陳述人がお見えですので、陳情第3号を取り扱いたいと思います。

陳述人からの発言がありましたら。

◎陳述人（伊藤英子君） 済みません、さらっとお話だけさせていただきます。

陳情の内容については、お手元に行っているかと思えますけれども、要旨としまして、住民と職員の多様性を尊重し、住民が気持ちよく政治に参加し、住民サービスが受けられるよう、以下のとおり要望します。

1としまして、憲法や法律で保障されている請願、あるいは陳情において、希望する住民が萎縮することなく、その手続を行うことができるよう周知徹底を図ってください。

2としまして、各種行政サービスを受ける際に、行政職員の方々が住民に対して笑顔で職務をこなすことができているか、住民が安心して市役所へ訪れることができているかを調査し、それぞれの立場にあるモラルの向上を図ってください。

理由としましては、今回の請願に向けてのプロセスにおいて、非常に私自身が萎縮する場面がありましたので、そのようなことが通常行われているかどうかということ、本当にもしそういうことがこれまでも、これからもあるのだとすれば、そういうことはすべきではないのではないかと、やっつけられないのではないかと私は思いましたので、このようにお手紙にさせていただきました。

また、市役所来庁の際に、末端職員に対し、罵声を浴びせる場面に遭遇することがあるというのは、これは私でございます。私がそういう場面に遭遇したことがあると、過去にあると、今までの間にあるということで、ほかの

方からもそのようなお話を聞いているものですから、もしその罵声を浴びた職員の方がびくびくして、住民の顔色ではなく、住民への相談の対応ではなく、上司の顔色を見ながら仕事をしているとしたら、それは私は現場職員の方々が本当だったら住民サービスのために一生懸命になっていただくのが筋ではないかと思えますので、岩倉市の住民にとって大きな損失になると思ひまして、もしそのようなことがあるようでしたら、できるだけ改善していただく方向で対策を練っていただきたいというふうに、個人的にそのように思いましたので、陳情とさせていただきます。

それで、これは犯人探しだとか、何か罰則規定をつくれとか、そういうお話ではなくて、要は岩倉市議会、岩倉市の自治体というのは本当にもうこの尾張でも自慢できるぐらいすばらしい自治体だと私は誇りに思っております、その中で、さらに磨きをかけていくと、そういうことで、気持ちよく前向きにみんなでこやかな自治体にしていこうということで、いいアイデアがないかなというふうに私も思ひまして、まずは鉄は熱いうちに打てということで、お手紙にさせていただいた次第です。特別深い意味があるわけではありませんので、その辺のところをわかっていただけるとありがたいと思ひます。以上です。

◎委員長（宮川 隆君） ありがとうございます。

陳情内容は今おっしゃられたとおりでございます。

この取り扱いを諮る前に、現状ということで少しだけ説明させていただきますけれども、今お言葉にありましたように、請願・陳述に関しては憲法で保障されておりますし、また当岩倉市議会の議会基本条例の第10条3項において、請願・陳情は市民の権利だという位置づけをさせていただいております。それを阻害するという事はないように、我々も襟を正していきたいと思っております。

また、職員云々ということに関しましては、これは管轄が行政当局側になると思ふんですけれども、そういう職員教育及び職務の遂行に当たっての取り扱いということに関しては、やはり市民の目があるという前提に基づいて進めていただけるように、我々も気がついた時点ではそのように行政側にもお声がけはしていくつもりではありますし、また特定の市民の方に対しては凜とした姿勢を、ここ最近弁護士の方に入らせていただいて御相談させていただいて、適正に進めるようには心がけているという報告を受けておりますので、その辺はお含みおきいただければと思ひます。

では、この陳情第3号に関して、どのような取り扱いをいたしましょうか。

◎委員（木村冬樹君） 私もちよっと意見になってしまうかもしれませんけ

れども、陳情されている2つの項目はまさにそのとおりであるし、そうあるべきだというふうに思っています。ただ、住民が安心して市役所を訪れていることができているか調査しというふうになっているものだから、そういう調査を議会としてやるのかというところは少し、そこまでやれるかなというところがあるわけなんですけど、さっき委員長が言ったように、議会基本条例がありますし、また自治基本条例、そして市民参加条例もつくられてというところで、それに基づいた行政を行っていく中ではこういうことが発展できていくのではないかなというふうに思いますので、市民からの問題提起というふうを受けとめて、議会、行政、執行機関それぞれがちょっともう一回自分たちの行いを省みる、そういう機会にしたらどうかというふうに思っています。

◎陳述人（伊藤英子君） 今、市民参加条例の10条の3項というところで、そういうことが書いてあるというようなお話だったんですけども。

〔発言する者あり〕

◎陳述人（伊藤英子君） 議会基本条例のほうで書いてあるということだったんですが、今回、実は私、過去のトラウマを掘り起こしてしまうような、ちょっと本当にどきどきするような状況になってしまったんですね。もう市役所からうちに帰る道順を覚えていられないぐらいまでになってしまったんです。それで、一緒に私はお友達を連れていく予定だったんですけども、お母さんのね。連れていかなくてよかったなあと、本当に胸をなでおろしたぐらいなんです。それで、そのような基本条例があるにもかかわらず、複数の大人が、議会のことをよく御存じの方が、議会事務局であるだとか、それから目の前にいらっしゃる中でそれがあったというのは、この基本条例自体がどれぐらい周知徹底されているのかなというところに私はやっぱり今、印象として疑問を持ちました。ですから、絵に描いた餅にならないように、ぜひ何かしらの工夫をしていただいて、お互いに向上し合えるような、例えば議員同士、あるいは議員と職員など、相互に向上し合えるような声かけができるような、そういう環境をつくっていただかないと、市民は1回訪れたら、その1回で全て決まっちゃうぐらい印象が残ってしまうんですよ。そうすると、1回請願を持って行って、私はたまたましぶといから何回でも来ますけれども、これが本当に頑張って来た1通の請願であったらば、次は出してもらえなくなってしまうんですよね。

請願というのは、そもそも市民が一生懸命努力して、自分たちの不都合を改善しようと努力した上で、でもやっぱり議会にお願いに行ったらいいよねということで、考えて考えて1通の請願にしているわけです。ですから、

これがたとえ1人で来ても、2人で来ても、1,000人単位の署名を集めてきたとしても、やはり穏便に済ませることができるよう最善の努力を尽くしていただくというのは、私は本当は本当の姿じゃないかなと思いますので、ぜひそこら辺のところをよろしくお願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） 委員会としては、深く受けとめさせていただきませぬ。

そういう御指摘があったということも、きょうは議長は公務のために同席しておりませぬけれども、副議長はおりますので、議会全体の課題、もしくは意識の部分も含めて、襟を正すようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長さんもよろしくお願いいたします。

で、この陳情に対する取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 通例でいきますと、陳情の場合は、それぞれの委員、もしくは議員の中で今後の課題として勉強していくという取り扱いが今までの通例なんですけれども、このことに関して文書で云々ということは求められていないので、そのような取り扱いにしたいと思っておりますけれども、陳述人としては御異議ないですか。

◎陳述人（伊藤英子君） 全然それで問題ないです。

◎委員長（宮川 隆君） という陳述人からのお言葉もありますので、我々としても陳情の内容を重く受けとめて、それぞれが請願・陳情、もしくは行政運営に関して凜として取り扱っていくということを確認して、この請願第3号を締めさせていただきたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） では、そのように決させていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩させていただきます。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） 休憩を閉じ再開いたします。

続きまして、陳情第2号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書」について、取り扱います。

陳情の取り扱いに関して、どのようにいたしましょうか。

御意見ないですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、先ほどの陳情第3号と同じく、

各委員において聞きおくという取り扱いにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、各自、陳情第2号に関しても勉強していただきたいというふうをお願いいたします。

続きまして、議案の審査に入ります。

議案第62号「岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について」。

当局からの説明はどういたしましょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 先日行われました本会議の議案第62号の質疑におきまして、他市の限度額の状況という質問がございました。それに対して委員会のほうでお示しするという答弁をさせていただきましたので、本日お手元に、近隣市ではございますが、それぞれの限度額についての金額を記載した資料をお配りさせていただきました。

本会議場でも答弁をいたしましたとおり、28年6月議会で小牧市と北名古屋市のほうで改正が予定されているということで、その金額につきましては、今既に議案として上がっておりますので、括弧書きでその金額についてもお示しさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

◎委員長（宮川 隆君） では、質疑を許します。

ございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと歴史的なところを少し知りたいんですけど、この選挙公営に関する部分の金額、上限額の改正というのは、過去にはどんなような経過なんでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 何回か改正されておまして、今回対象となっております自動車の借り入れ、燃料費というところで申し上げますと、自動車の借り入れにつきましては、最初に平成6年9月に条例が制定されておまして、その後、平成7年12月の公布、続けて平成10年の公布という形で、これまで2度ほど改正をされております。

燃料費につきましては、同じく平成6年に公布されて条例が制定されておまして、その後、平成10年に改正がされているということでございます。

ポスターの単価につきましては、こちらも平成6年に公布して施行しておりますが、その後、平成7年、平成10年という形、さらには平成13年という形で改正をされているということです。以上です。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） 質疑はないようですので、討論に入ります。  
討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、採決に入ります。  
議案第62号「岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。  
よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
続きまして、議案第63号「岩倉市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」。

当局からの説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がありましたので、省略させていただきます。

次に、質疑に入ります。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、ビラの作成に関する選挙公営のこれまでの改正の経過を少し教えてください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） ビラにつきましては、平成20年3月に条例で新規条例として公布されておりまして、その後改正されておりませんので、よろしく願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

◎委員（大野慎治君） 先ほどいただいた資料で、犬山市さん、北名古屋さんがビラの費用を負担していないということがわかるんですが、県内ではどれぐらいの市町村が費用を負担していて、わかりますでしょうか。わからなかったら済みません。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 県内のビラの状況ということでございますが、あいにく資料は持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 今のそのビラの選挙公営がないという、犬山、北名古屋、まあ岩倉の話ではないんですけれども、これって公職選挙法で単価とか基準として示されていると思うんですけれども、岩倉市もあってしかるべきだと思いますけど、逆にないという状況をどのように見ているかというのをお聞かせください。

◎行政課長（中村定秋君） 公職選挙法のほうでビラの発行ができるようになったというところで、その枚数等については公選法等に定められていると。それについて、こういった選挙公営というのは、候補者の方がやはり立候補するのにお金がかかるということで、なるべく負担を少なくすることによって、多くの方に立候補の機会を与えるという趣旨でございまして、それについて岩倉市においては、そういった国で決められた基準どおり条例を制定しているということございまして、他の自治体につきましては、それぞれの御判断でということになるかと思っておりますので、その辺についてはなかなかコメントできないかなと思っております。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、討論に入りたいと思います。討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第63号「岩倉市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「災害対応特殊はしご付消防自動車の購入契約について」を議題といたします。

当局からの説明はいかがいたしましょうか。

◎消防長（堀尾明弘君） 先般の本会議のときに、少し曖昧な答弁をしましたので、少し補足をさせていただければありがたいんですが、よろしいでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） はい、お願いします。

◎消防長（堀尾明弘君） 鈴木議員からの御質問で、このはしご車の4WSの交付要件について聞かれました。消防長として初めてというか、市議会として初めての質疑だったもんですから、ちょっと緊張してございまして、何を対象に聞かれたのかちょっとはつきりと聞き取っていなかったもんですから、少し答えに窮したところございまして、この4WSの必須条件につきましては、緊急消防援助隊についてはどうかと聞かれると、もちろんそれについては消防車とか、それから普通のポンプ車がございまして、それについては4WSは必須条件にはなっていないのでございませぬ。

では、はしご車としてはどうかという質問であるとする、はしご車も20メートルだとか短いはしごもございまして、そういったものには4WSは必須条件とはなっておりません。

私どもの契約をしました38メートル級については、必須条件ということでございますので、少し曖昧な答弁をしましたが、私どものこの契約に関しては必須条件となっているということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） では、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） はしご車というのは特殊な車両であるということで、購入できるような会社さんが少ないということなのですが、それでも一定の金額以上のものは、やはり一般競争入札なりするべきではないかと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

◎行政課統括主査（吉田ゆたか君） お答えさせていただきます。

地方自治法施行令第146条に指名競争入札とすることができる場合が掲げられておりまして、その第2号にその性質または目的により競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするときとの規定がございます。

今回のはしご付消防自動車の購入につきましては、入札に参加可能な業者がかなり限られておりまして、指名競争入札で問題はないと考えております。

ちょっと補足といたしまして、一般競争入札は指名競争入札に比べまして、入札参加資格の設定やその確認等の事務量が増加することとなるため、本市におきましては、土木一式工事及び建築一式工事で予定価格5,000万円以上のものを制限つき一般競争入札を実施するとの基準を設けており、運用しております。以上でございます。

◎委員（大野慎治君） 物品での一般競争入札の基準はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

◎行政課統括主査（吉田ゆたか君） 物品につきましては、一般競争入札の、高額なものは今年度は、たまたま給食センターの備品とかございまして、数も少ないものですから、一般競争入札の基準とかは特段設けておりません。以上でございます。

◎副委員長（鈴木麻住君） このはしご車って、特殊車両だと思うんですね。通常、市場に出ている車とは全然違って何にどのぐらい、幾らかかっているかというのは、非常に判断しづらいと思うんですけど、そういった場合のこの車を最初に予定額を決める、その決め手というんですかね。これは何

を基準に予定額を決めているのかというのがよくわからないので、ちょっと教えていただきたいんですけど。

◎行政課統括主査（吉田ゆたか君） 予算額を予定価格として設定をしております。

◎副委員長（鈴木麻住君） 要するに、予算を組むときに、この車両が幾らぐらいかかるかというのは、どういう算定で決めているのかということをお聞きしたいんですけども。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 車両の更新につきましては、実施計画の中で計画をもってやっているものですから、数年前より見積もりを徴収したりですとか、近隣の市町の状況等を勘案して情報を集めた中で、予算組みの準備を進めています。

◎副委員長（鈴木麻住君） その見積もりを徴収したりというのは、そういう車両を取り扱っているところから参考見積もりをとったということによろしいでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） おっしゃるとおりです。

◎委員長（宮川 隆君） 資材みたいに、県の単価基準とかそういう基準というのはないんですよ。

他にございますか。

◎委員（堀 巖君） 本会議の中でも質問しましたけれども、入札の指名停止の状況で、過去からも議会から基準みたいなのところがあるのかなのかとか、その基準についてはどうなのかという質問があったと思います。

今回、僕もその基準的なものに及ぶ話をしましたが、現状として本会議の中で言ったのは、瀬戸市の例であるとか、ほかの市の例ではこの業者というのは直近まで指名停止に入っているという話をしました。岩倉市はホームページを見ても出てこないということなものですから、まずはちょっとその基準のつくり方について、お伺いします。

◎行政課統括主査（吉田ゆたか君） 指名停止の運用基準につきましては、岩倉市建設工事、建設工事なんですけど、建設工事等ということでコンサル、物品等の関係も対象にしておりますけど、請負業者指名停止基準というものを設けておりまして、こちらに基づき運用をしております、こういうふうな形につきましても、ホームページでは公表をしておりますけど、窓口で閲覧できるような体制はとっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） できればホームページでも公表していただきたいというふうなお願ひをしておきます。

それと、じゃあその指名停止基準に従って、なぜ瀬戸市では愛知県に倣ってなっているけれども、岩倉ではないかという点について、お伺いします。

◎行政課統括主査（吉田ゆたか君） 済みません。こちらにつきましては、県のほうで指名停止が平成26年10月31日から平成27年1月30日までモリタのほうでされていることは一応把握はしていたんですけど、近隣市町と指名停止情報につきましては、どのように運用するかということについて連絡は取り合っているんですけど、近隣市町でも実施していなかったものですから、うちの市でもモリタにつきましては、その当時は指名停止を実施していないということで判断をしております。

◎委員（堀 巖君） ということは、岩倉市の指名停止基準には愛知県に連動するという項目はないということですね。

◎行政課統括主査（吉田ゆたか君） そうですね。愛知県の指名停止基準と現段階ではちょっとリンクをしていないところがありますので、ちょっと今後は当基準をちょっと見直すことによりまして、愛知県と基準をちょっと連動するようにちょっと考えていきたいと思っております。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結し、討論を許します。

ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） では、討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第70号「災害対応特殊はしご付消防自動車の購入契約について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「財産の交換について」。

当局からの説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（宮川 隆君） では、省略させていただきます。

次に、質疑に入ります。

◎委員（堀 巖君） 財産の交換の案件は前回、毎回のよう結構出てく

ることで、前回というか先回ですね、等価交換ということでいろいろちょっと議論をした経過があります。今回は等価ではなくて、差金を払うというところの算定みたいなのが、この平米数だけではわからないんですけど、どういったときに等価になって、どういったときに差金が出るかというところをもう少しちょっとわかりやすく説明いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

◎維持管理課長（高橋 太君） 交換になりますと、まず交換の供する面積と取得する面積との兼ね合いになってまいりますけど、基本的には交換で、例えば必要な道路、水路というのは機能を保障するものですので、その機能を保障するのに、もし仮にうちの取得する面積と供する面積で機能を保障するときに不足が生じる場合は、相手の面積が多くなっても、例えば100平米供して、その機能保障に150平米かかるとすれば、50平米というのは、その現所有者のほうで負担という、そういう原則です。

ただ、今回のように機能保障して、なお余りがある場合、こちらが供する部分が取得するより多い場合は、それは差金による清算という考え方でございます。

◎委員（堀 巖君） ということは、財産価値としての平米数掛ける幾らという計算ではなくて、その価値みたいな、ちょっと抽象的な見えないそういうものについても金額があって、それとの差し引きで決まるという解釈でいいんでしょうか。

◎維持管理課長（高橋 太君） その価値に変えられないというのが、先ほど申し上げたように、こちらが相手に供することによって失われる機能ですね、例えば道路であれば道路、水路であれば水路の機能を保障するというのが最低限必要なものと考えております。

ただ今回の場合は、その差金の清算ということもございまして、その価値という意味では行政課のほうで不動産鑑定もとった上での差金の算定ということをやっております。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

◎委員（木村冬樹君） 財産の交換そのものについての質疑はないんですけど、少し関連してお聞きしたいというふうに思っています。

この野寄町区の地域というのは、非常に田園地帯で見晴らしのいいところであります。そういった中に倉庫のようなものが建設されるということになってくるというふうに思います。

いろいろなことで、野寄町区の方の話を聞きますと、道路ができることに対して非常に敏感に交通安全対策のことを心配される声が聞こえてくるわ

けですけど、そういった点で、今回のこの開発行為について何か考えている交通安全対策だとか、例えば五条川右岸浄化センターのグラウンドを利用する市民だとか、あるいは希望の家を利用する市民もお見えになるというふうに思いますし、そういった点で、見通しが少し悪くなるという点について、何か考えているようなことがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） この開発につきましては、都市計画法の32条に基づく開発行為に関係する公共施設の管理及び土地の帰属についての協議というのを行っております。その中で、今回新しい道路ができるということがありますので、ここの道路について、道路の構造、それだけに限らず通行にする際の交通安全上の点についても江南警察と協議して、安全性について確認して協議のほうを進めて、こちらのほうでは許可を出しているという形になっておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 今のは、新しい道路の新設の関係もあるというふうに思っていますけど、この建物について、何か例えば見通しが悪くなってカーブミラーをつけるだとか、そういったようなことは、建ってみたいとわからない部分があるというふうに思いますけど、要望にもなりますけど、そういう点も注意しながら対応していただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 建物ができて、通行の関係がまた変わってくるかと思っておりますので、その点については注意しながら、必要な処置をしていきたいというふうに考えております。

◎委員長（宮川 隆君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） では、質疑を終結し、討論を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論はございませんね。

では、討論を終結し、採決に入ります。

議案第71号「財産の交換について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。